大阪府条例第　　　号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

　府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （府費負担教職員の定数）第二条　（略）　一　小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）　一八、〇〇八人　二　中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）　九、九九五人三　高等学校　十三人 | （府費負担教職員の定数）第二条　（略）　一　小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）　一八、一三八人二　中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）　一〇、一五五人　三　高等学校　一四人 |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

１－６４